

平成30年度

第5回理事会議事録

と き 平成31年3月28日（木）

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21 人（うち代理出席 16 人）
事務局 8 人

【付議事項】

〔 議 決 事 項 〕

- 議案第 1 号 大阪府国民健康保険団体連合会常勤役員の報酬月額について
- 議案第 2 号 大阪府国民健康保険団体連合会常勤役員の報酬等及び手当支給規則の一部を
改正する規則について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時 29 分

議長

ただ今から、平成 30 年度第 5 回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に、大阪府小売市場国民健康保険組合理事長、本会専務理事を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号、議案第 2 号の 2 案件について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。お手元の平成 30 年度第 5 回理事会議案書をお願いいたします。

おめくりいただきまして、目次の方に、議決事項としまして議案第 1 号「大阪府国保連合会常勤役員の報酬月額について」、議案第 2 号としまして「報酬等及び手当支給規則の一部を改正する規則について」と 2 案件ございますけれども、いずれも相関連する内容となっておりますので、一括でご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。議案第 1 号「常勤役員の報酬月額について」です。

本会常勤役員の平成 31 年 4 月 1 日以降の報酬月額は、「本会常勤役員の報酬等及び手当支給規則」第 2 条に「理事会の議決により定める」とありますので、専務理事の報酬月額については、従前のおり 48 万円と定めるものでございます。

続いて、3 ページをお願いいたします。議案第 2 号「報酬等及び手当支給規則の一部を改正する規則について」です。

5 ページをお願いいたします。左側、改正後の附則 9 をご覧ください。平成 31 年 4 月 1 日に就任する常勤役員の報酬の額は、その者の常勤役員就任中、報酬月額から報酬月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。国保の財政状況等を踏まえ、従前のおり報酬月額の 10% 減額を行うため、附則 9 を新設するものでございます。

以上、議案第 1 号及び第 2 号となります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見がないようですので、ただ今の議案第 1 号、議案第 2 号の 2 案件につきましては、原案のおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本 2 案件は、原案のおり決定いたします。

以上で本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本理事会を閉会いたします。ありがとうございました。

事務局

議長どうもありがとうございました。それでは、皆さん申し訳ないんですけども、このまま、また先ほどの総会会場に戻っていただきまして、臨時総会を再開させていただきたいと思います。またご案内の方、事務局からさせていただきますので、3階の会場へ移動していただきますようよろしくお願いいたします。

閉会時刻 午後2時33分